

LPガス料金高騰対策

支援金(第2期)のご案内

対象者

支援金の交付の対象となるのは、三重県内のご契約者(一般消費者、事業者等)にLPガスを体積(メーター)販売する事業者になります。販売事業者の所在地は三重県内であるかは問いません。

※この事業に参加するLPガス販売事業者はLPガスの利用者向けに三重県ホームページ等で随時公表します。

▼こちらから確認



支援金の額

支援金として、実際の値引き額の原資に加え、事務費として、値引きを実施した契約者1件につき**100**円を支払います。

値引きの方法

値引き額 契約者1件につき **1,000**円(税抜) / 月 × 最大3か月分

値引き期間

三重県内でLPガスを供給している契約者に対し、(1)令和6年1月検針分から3月検針分まで、又は(2)令和6年2月検針分から4月検針分までに相当する3か月分のLPガス料金の値引きを行うこと。

※原則として、(1)による値引きとなりますが、①三重県による「LPガス料金高騰対策支援金」(10月検針分から12月検針分又は11月検針分から1月検針分。以下「第1期支援金」という。)に参加していない場合、②伊賀市の事業にて値引きが行われている契約者に対して、第1期支援金に引き続いて値引きを行う場合、③システム改修や体制整備等が間に合わない場合は、(2)による値引きとなります。

申込期間

令和6年1月9日(火)から令和6年1月23日(火)まで

なお、第1期支援金に参加している販売事業者については、添付書類の提出が省略できます。



支援金に関する
お問い合わせ先

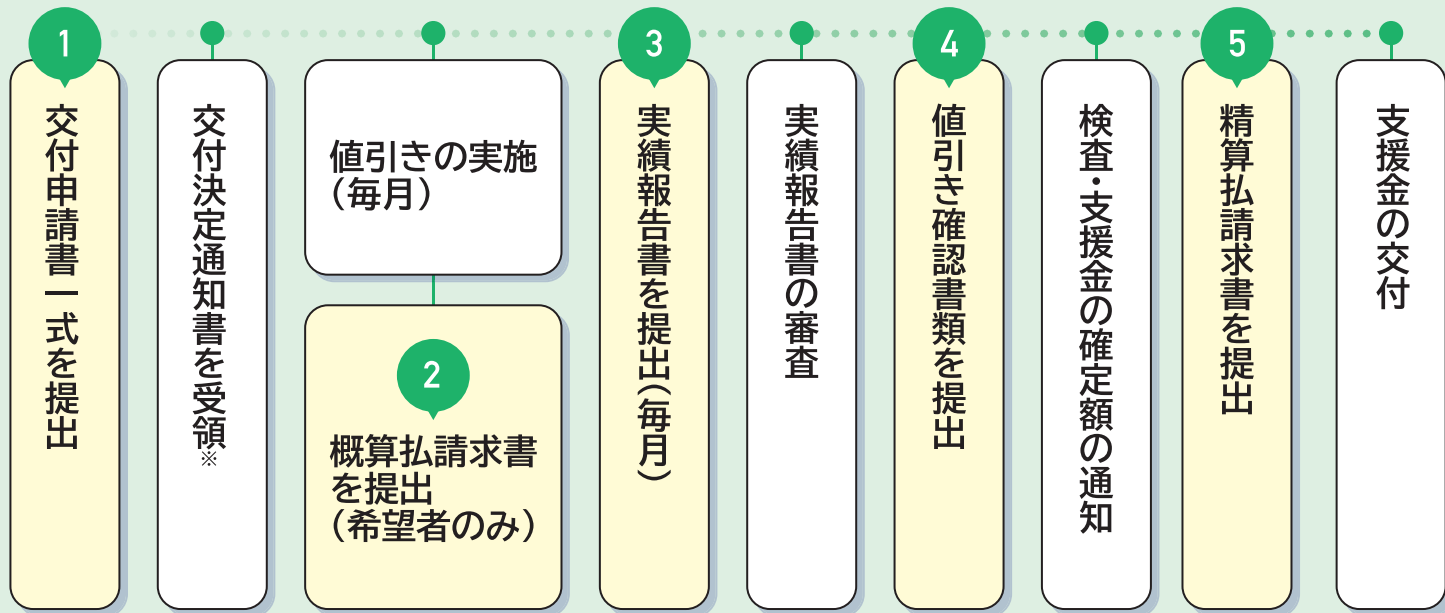
三重県LPガス料金高騰対策支援金センター(業務委託先=TOPPAN株式会社)

☎ **0120-248-826** 受付時間 平日9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

(450-8790 名古屋市西郵便局 郵便私書第729号)

支援金交付の申請手順

※①、②、③、④、⑤が申請者がすべきこととなります。



※第1期支援金に引き続き1月から値引きを行う場合、交付決定は1月の値引き後になる可能性があります。

値引きお知らせカードの送付

第1期支援金に参加されている販売事業者には、第2期支援金に係る値引きカードを、第1期支援金において申請された枚数を、12月下旬頃にお送りします。カードの送付が不要な場合又は上記枚数以上のカードが必要となる場合には、お早めに支援金センター(0120-248-826)までお知らせください。なお、第2期から新たに参加される販売事業者には、参加時に必要枚数を申請いただきます。

SAMPLE

三重県LPガス料金高騰対策支援金センター

LPガス料金高騰対策 **支援金(第2期)のご案内**

対象者 三重県内で家庭・業務用のLPガスを使用されている方
※液化石油ガス法(体積換算)の消費者及びコミュニティガス(田舎ガス)の消費者の方が対象です。

値引き額 今月のLPガス料金から **最大1,000円** (税抜) が値引きされています。

値引き期間 令和6年1月検算分から3月検算分
又は令和6年2月検算分から4月検算分(3か月分)のLPガス料金が対象となります。

説明会の開催について

支援金交付対象となる販売事業者に対し、下記のとおり説明会を開催します。

日時 令和6年1月12日(金)10時00分から

場所 三重県庁講堂(津市広明町13番地)

※第2期支援金の内容は、第1期支援金と同様です。支援金センターのホームページでも、第2期支援金の手続等について説明いたします。

説明会に関する
注意事項

○第2期説明会に関しては、事前申し込みが不要です。お電話でのお申し込みも受付いたしません。○当日は開始時間の30分前より開場いたします。時間に余裕をもってお越しください。○会場の駐車台数には限りがございますので、できるだけ公共交通機関にてお越しください。(津市駅から徒歩10分程度)